

漁業収入安定対策事業における強度資源管理タイプ払戻判定金額に関する要件について

漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成 23 年 3 月 29 日付 22 水漁第 2322 号農林水産事務次官依命通知）別紙第 3 の 1 の（2）のエの（ア）の水産庁長官が別途定める要件は、下記 1～3 のいずれかに該当することとする。

なお、当該要件を満たすことの確認は、国に設置される資源管理協議会又は都道府県に設置される資源管理協議会において行うこととする。

記

- 1 太平洋クロマグロの漁獲実績があること
- 2 太平洋クロマグロの放流実績があること
- 3 漁船漁業の場合、太平洋クロマグロの資源管理のための取組の証明があること